

社会福祉法人足羽福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足羽福社会（以下「当法人」という）定款21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に基づく。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長・常務理事・常勤理事）については、職務執行の対価として報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、別表2の通り、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当金は支給しない。
- (3) 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表4の報酬等を支給する。
- (4) 報酬等は、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の号による報酬等の区分に応じて評議員会の承認を得て定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が所定休日または金融機関休業日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廢)

第 1 0 条 この規程の改廢は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 1 1 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 8 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

(別紙)

別表1 職員との兼務がない場合の常勤役員等の報酬

役職名	報酬(月額)の上限額
理事長	1,000,000円
常務理事	700,000円
常勤理事	400,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

		役員報酬日額
理事	①理事会等会議への出席	10,000円
	②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
監事	①監事監査、理事会等会議への出席(3時間未満)	10,000円
	②監事監査、理事会等会議への出席(3時間以上)	20,000円
	③上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表3 職員を兼務する常勤役員等の報酬

役職名	役員報酬額月額
理事長	300,000円
常務理事	200,000円
常勤理事	100,000円

(注) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

別表4 評議員の報酬

	報酬日額
評議員会出席報酬等	10,000円